

高額介護サービス費の算定誤りについて

高額介護サービス費の算定に誤りがあり過少支給が発生していることが判明いたしました。

関係各位にお詫び申し上げますとともに、今後について、下記のとおり対応したいと考えておりますのでご報告いたします。

1 概要

公費負担医療（難病医療費助成等）の対象となっている介護保険サービス（訪問看護等）を利用した場合、介護保険利用料から公費負担医療による支給額を控除します。公費負担医療の支給額は所得階層区分によって定められているにもかかわらず、一律に自己負担が無いものとしてシステム上計算していることが、国からの通知（令和3年12月23日付厚生労働省通知）により判明したものです。

このため、高額介護サービス費の過少支給が生じたものです。

(例)利用者負担上限額:44,400円、利用者負担割合:1割

公費負担の有無	介護保険サービス	費用総額	← 9割 →		← 1割 →	
			保険給付額	公費負担額	利用者負担額	
なし	訪問介護	300,000円	270,000円	0円	30,000円 (A)	
なし	通所介護	200,000円	180,000円	0円	20,000円 (B)	
あり※	訪問看護	100,000円	90,000円	7,500円	2,500円 (C)	

※難病医療費助成や精神通院医療費助成等の公費医療

〔算出方法〕

各介護保険サービスの利用者負担額の合計額 — 利用者負担上限額
 = 高額介護サービス費の支給額

【誤った算定】

30,000円(A) + 20,000円(B) — 44,400円 = 5,600円

【正しい算定】

30,000円(A) + 20,000円(B) + 2,500円(C) — 44,400円 = 8,100円

2 返還対象

- (1) 対象期間 令和元年12月～令和4年2月サービス利用分
- (2) 対象人数 29人
- (3) 対象金額合計 309,913円

3 今後の対応について

- (1) 追加で高額介護サービス費の支給がある方には、お知らせとお詫びの文書を送付し、支給手続きを進めます。
- (2) 現在発生している介護保険システムを早急に修正し、正しい高額介護サービス費の算定が行えるようにします。